

事務連絡  
令和5年12月20日

各 { 都道府県  
市町村 } 障害保健福祉・児童福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
こども家庭庁支援局障害児支援課

#### 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の施行時期について

日頃より障害保健福祉制度及び児童福祉制度の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の施行時期については、令和6年度診療報酬改定が令和6年6月1日施行とされたこと等を踏まえ予算編成過程において検討を進めておりましたが、今般、全ての障害福祉サービス等について、これまでと同様に、令和6年4月1日施行とすることといたしましたのでお知らせします。

なお、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における福祉・介護職員の処遇改善分については、令和5年度補正予算における福祉・介護職員の処遇改善のための措置が令和6年5月まで講じられていることから、令和6年6月1日施行とします。